

神川町中小企業者等定額給付金

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化している中小企業者等の事業活動を支援するため、令和2年度に実施した「神川町中小企業者等事業継続支援金」、令和3年度に実施した「神川町中小企業者等事業持続化給付金」に続き、新たに「神川町中小企業者等定額給付金」を実施します。

過去に「事業継続支援金」または「事業持続化給付金」の支給を受けた事業者も申請できます。

給付金額 **一律5万円** ※この給付金は、所得税等の課税対象収入となります。

給付条件 ①神川町内に所在する店舗、事業所等で事業を営む中小企業者等（個人事業主及び農家含む）で、今後も事業を続ける意思があること。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、「令和3年1月から12月までの任意の連続した3か月の事業収入の平均」が「令和元年または令和2年（注）の事業収入の平均月額」と比較して減少していること。

（注）法人にあっては、事業年度の期首が平成30年7月1日から令和2年1月1日の間にあるいずれかの事業年度1か年。

※売上減少を補填する目的で支給された給付金等は、事業収入に含まれますのでご注意ください。

申請期限 **3月31日（木）**

申請方法 申請書および添付書類を、経済観光課へ郵送等により提出してください。

詳細はホームページをご覧ください。



町ホームページ



神川町保健センター前

【イルミネーション点灯期間】
12月11日～1月9日 16:00～21:00

新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、
本年のイルミネーションはイベント等を行わず
「飾り付けおよび点灯のみ」とさせていただきます。
予めご了承ください。

お問い合わせ：神川町イルミネーション実行委員会 0495-77-3181

【実行委員長より皆様へ】

今年も点灯式・イベントが中止になり
大変残念に思います。

しかし、光を通して町民の皆様や子供達が
少しでも笑顔になれるよう、
有志が集まり実行委員会を立ち上げ
飾りつけを行いました。

是非イルミネーションをご覧ください、
ホッとする時間になれば幸いです。

神川町イルミネーション実行委員会 実行委員長 中沢 陽一郎

年末年始のごみ収集と受け入れについて

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

地区	12月 年末収集最終日			1月 年始収集開始日		
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
A	12月30日(木)	12月20日(月)	12月15日(水)	1月6日(木)	1月17日(月)	1月5日(水)
B	12月28日(火)	12月21日(火)		1月4日(火)	1月4日(火)	
C	12月30日(木)	12月14日(火)	12月28日(火)	1月6日(木)	1月11日(火)	1月25日(火)

A…植竹、関口、四軒在家、元阿保、八日市、原新田、熊野堂、元原
B…新宿、池田、二ノ宮、新里、前組、中新里、小浜、貫井、肥土、渡瀬本町、渡瀬仲町、渡瀬上町
C…下阿久原、上阿久原、矢納
※年末年始のごみ収集休業期間中は、**各家庭でごみの保管**をお願いします。

ごみの受入れ **小山川クリーンセンター問合せ ☎0495-22-8200**

小山川クリーンセンターの年末年始のごみの直接搬入受入日は次のとおりになります。

12月(年末)					1月(年始)			
27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
月	火	水	木	金	土	日	月	火
○	○	○	○	×	×	×	×	○

【小山川クリーンセンターからのお願い】
年末に直接ごみを持ち込まれる方が多く、ごみの搬入車両により大変混雑し、受付及び荷下ろしに時間がかかることが予想されます。粗大ごみなどを直接搬入する場合は、年末を避けてご利用されますようお願いいたします。

し尿の汲み取り・浄化槽の清掃のお知らせ

最終受付日【汲み取り】12月17日(金)【浄化槽】12月10日(金) ※年明けは1月7日(金)から

申込み 児玉清掃株式会社 ☎0495-72-1038

合併処理浄化槽への転換費用を補助しています

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

住宅に設置されている単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合、補助金を交付しています。

ぜひこの機会に合併処理浄化槽に転換し、放流水の水質改善を図り、快適な生活環境をつくりましょう。

対象区域 下水道事業供用開始区域(渡瀬・元原の一部、熊野堂の一部)以外の地域

補助基数 人槽を問わず、30基(先着順)

補助金額(上限)	5人槽	7人槽	10人槽
設置補助金	444,000円	486,000円	576,000円
配管費	64,000円(単独浄化槽からの転換の場合) 32,000円(汲み取り便槽からの転換の場合)		
撤去・処分費	60,000円(単独浄化槽からの転換の場合) 30,000円(汲み取り便槽からの転換の場合)		

受付期間 申請受付を開始しています。

- 【注意】 ●補助対象は、販売・賃貸目的ではない専用住宅または店舗併用住宅(居住部分が1/2以上)で、10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合があります。
- 補助対象の浄化槽は、高度処理型で、かつ環境配慮型の性能要件を満たす浄化槽に限ります。
- 新築、増改築(建築確認申請を必要とする)に伴い合併処理浄化槽を設置した場合は、対象外です。
- 工事費が上記の金額を下回る場合は、実際に要した工事費用が補助金額になります。
- 工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。
- 30基に満たない場合でも、予算に達し次第、受付は終了となります。